

## 重度障がい者医療所得制限限度額（3歳～中学生）

（限度額は年度によって変更になることもあります。）

扶養親族等の数(人)	所得額	収入額（目安）
0	6, 220, 000	8, 333, 000
1	6, 600, 000	8, 756, 000
2	6, 980, 000	9, 178, 000
3	7, 360, 000	9, 600, 000
4	7, 740, 000	10, 021, 000
5	8, 120, 000	10, 421, 000
加算額	老人控除対象配偶者 または老人扶養親族1人につき 60, 000円	

重度障がい者医療の所得判定には、下記の控除が適用されます。

雑損控除額	控除相当額
医療費控除額	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除額	控除相当額
障害者控除	270, 000円
特別障害者控除	400, 000円
寡夫・寡婦控除	270, 000円
特例（特別）寡婦	350, 000円
勤労学生控除	270, 000円

### 【問合せ先】

筑紫野市国保年金課医療年金担当  
TEL 923-1111（内線351・352）